

『暖暖松山』魅力発信事業 業務委託 仕様書

〔1〕委託業務名 『暖暖松山』魅力発信事業 業務委託

〔2〕目的

松山市が持つ様々な魅力（暮らしやすさ・文化・観光資源・都市基盤など）を、全国の若者へ届けるため、シティプロモーション用フリーペーパーを編集、発行し、効果的に配布するとともに、インスタグラムアカウントを運営し、本市の認知度や魅力度、都市イメージを高め、交流人口や関係人口の創出・拡大のほか、市民の本市への愛着や誇りの向上につなげることを目的とする。

〔3〕履行期間 契約締結日～令和7年3月31日まで

〔4〕履行場所 市長が指定する場所

〔5〕事業概要**1. 基本コンセプト**

下記の項目に基づき、事業を実施すること。

ア. メインターゲットを10代後半から30代の女性とする。

イ. 松山の「人のあたたかさ・暮らしやすさ」を感じさせ、「行ってみたい」、「買ってみたい」、「住んでみたい」を喚起できるような魅力ある内容にすること。

ウ. 写真、デザイン、イラストは、テーマ、内容に沿ったクリエイターを起用し、情報の受け手に松山市の魅力を視覚的に感じさせるものにする。

エ. 松山市の魅力や価値を羅列的に紹介するのではなく、テーマに沿って背景やストーリーを重視した内容にすること。テーマ決定には若者目線を取り入れ、若者の心に「トドク」「ヒビク」ものとする。

2. フリーペーパーの制作・配布

(1) フリーペーパーの名称及び仕様

- | | |
|-------|--|
| ①名称 | 第26号 『暖暖松山 (だんだんまつやま)』 v o l . 2 6
第27号 『暖暖松山 (だんだんまつやま)』 v o l . 2 7 |
| ②タイトル | 『暖暖松山』のフォント・サイズは、創刊号から第25号のものを
使用すること。 |
| ③判型 | A B 判 4 色フルカラー
(基本的に創刊号から第25号までの判型と同じものとする) |
| ④ページ数 | 20ページ (表紙及び裏表紙含む) |
| ⑤発行部数 | 2万7,500部/回 |

- ⑥発行回数 年2回 (Vol. 26及びVol. 27)
⑦発行・配布時期 Vol. 26 令和6年9月～10月頃
Vol. 27 令和6年12月～令和7年1月頃

(2) 編集業務

受託者は、フリーペーパーの制作に関する以下の業務を行う。

- ①フリーペーパーを制作するための情報収集と企画作業
- ②デザインレイアウト及びレイアウト台割り作業
- ③文章作成作業と写真撮影作業、それに関わる取材作業
- ④その他、編集に必要な業務

(3) 印刷及び製本業務

フリーペーパーを印刷し、製本する。

(4) 配布業務

首都圏の地下鉄駅のラックへ7, 500部程度配置することとし、配布に関する定期的なメンテナンスについては、委託者と受託者の双方で協議するものとする。

(5) 読者プレゼント実施業務

読者アンケートの回答数を充実させるため、読者プレゼント（旅行券・松山産品等）を設ける。なお、応募者の管理、当選者への賞品発送業務等は受託者側で行い、賞品の確保は、委託者と受託者の双方で協議するものとする。

(6) 松山市ホームページとの連動

松山市ホームページにおいて、本誌を掲載し閲覧できるようにするため、フリーペーパーの実データ及び本業務内で撮影した写真データ（借用物は除く）を、年2回の発行のつど、松山市が指定する形式の電子データにより提供すること。

(7) 読者アンケート調査・集計・分析実施業務

本誌に対する読者の反応を、ハガキ（郵送料は読者側の負担とする）やアンケートフォームを用いて調査し、得られた回答の集計及び分析を行うこと。

(8) 編集会議の開催

松山市と受託者で構成する「編集会議」を設置する。会議は、必要に応じて随時開催する。

(9) 民間広告の取り扱い

誌面に民間広告及びクーポンページ等については掲載しないこと。

2. Instagramアカウントの保守・運用

(1) アカウントの運用代行

Instagramアカウントは(@matsuyama_dandan)を使用し、プロフィール等のデザインは、事業目的に即したものを提案し本市と協議して決定すること。なお、本契約終了時に、アカウントは本市へ引き渡すこと。

①投稿回数

投稿は、フィード・リール投稿を週1回以上、ストーリーズ投稿を1日1回以上行うものとし、本市から指定等があった場合は、協議の上、追加対応すること。

②投稿内容等

- ア. フリーペーパーのテーマと連動するほか、時季に応じたテーマを追加設定し、企画、取材、原稿執筆及び写真撮影等を行い、記事を投稿すること。なお、本市から指定する投稿依頼があった場合は、追加で対応すること。
- イ. 投稿する写真や動画は、松山市内で撮影されたもので、季節感が感じられるフォトジェニックなものを使用することを基本とする。
- ウ. 文章には、#（ハッシュタグ）を活用し、拡散やフォロワーの増加に努めること。
- エ. 投稿に対してコメントがあった際には、ユーザーに返信等の対応を行うほか、他のユーザーからアカウントをフォローされた場合は、フォローし返すこと。

(2) フォロワーの獲得に向けた取り組み

アカウントの認知度向上やフォロワー獲得のためのキャンペーン等を企画・実施すること。

(3) 効果検証

インプレッション数、リーチ数などについて、目標値を設定するとともに、実績や効果を検証し、毎月、報告すること。また、11月頃を目処に、前半の運営状況を振り返り、改善の提案等を行い、改善を実施すること。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

3. インターネット広告の配信

(1) 広告配信

メインターゲットに対し、効果的にアプローチできるバナーデザイン等を作成するとともに、広告効果を最大化するため最適な配信方法を提案し、本市と協議の上、決定する。

(2) 配信回数

広告は、フリーペーパーの読者プレゼント企画に合わせて2回実施するほか、Instagramアカウントのフォロワー獲得に向けた取り組みと連動して1回以上実施すること。

(3) 効果測定

広告実施後に、配信結果を評価・分析し、報告するとともに、本市と協議の上、改善を実施すること。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

〔7〕その他運営上の要件

1. 実施方針

「松山市都市ブランド戦略プラン」を踏まえた事業方針とすること。また、令和6年度は「第2期松山都市ブランド戦略」の策定状況に合わせ、その方向性とも整合を取ること。

2. 成果指標

Instagramアカウントのフォロワー数5,000人以上を獲得すること。

3. 実施体制

業務全般の活動を一元化するため、実施体制には、業務責任者を置くとともに業務のメイン担当を確定させ、業務責任者届を作成し、提出すること。

4. 事業計画書の作成

契約締結後、フリーペーパーのVol. 26及びVol. 27のテーマ、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

5. 事業中間報告書及び事業実績報告書の作成

Vol. 26及びVol. 27各号のアンケート集計後に中間報告書を、事業実施後において事業実績報告書を作成し提出すること。

6. 本市事業との連携

本市が別に行う都市イメージ向上事業等と連携させる編集にすること。

7. 本業務内で撮影した写真データ

本業務内でクリエイターが撮影した写真データ（借用物は除く）については、本市に納品し本業務以外でも使用できるものとする。

〔8〕 成果品

1. フリーペーパー本品 2万7,500部

※2万7,500部のうち、1万部は200部ずつ箱に入れ、松山市に納品すること。

2. 版下（実データ）及び本業務内で撮影した写真データ（借用物等は除く） 1式

※実データは、PDFまたはMicrosoft Office Word形式とする。

※写真データは、jpeg形式で電子媒体（DVD、CD-R等）にて納品する。

3. 配布実績リストデータ 1式

※PDFまたはMicrosoft Office Word又はExcel形式とする。

4. アンケート等調査結果電子データ 1式

※PDFまたはMicrosoft Office Word又はExcel形式とする。

※納品場所 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 総合政策部 シティプロモーション推進課

〔9〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。

ただし、成果品に掲載する画像データを本市の業務外に提供しようとする際は、受託者と協議の上、決定するものとする。

(2) 松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。